

# (仮称)関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価方法書の概要及び説明会開催のお知らせ

関内駅前港町地区市街地再開発準備組合は、「(仮称)関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業」(以下、「本事業」とします。)について、横浜市環境影響評価条例に基づく「環境影響評価方法書」(以下、「方法書」とします。)を提出しました。つきましては、その概要と説明会の開催についてご案内申し上げます。

なお、本案内は方法書対象地域(裏面、4頁参照)内にお住まいの皆様及び事業所様に配布しております。

## 方法書の縦覧、閲覧及び意見書の提出について

本事業の方法書は以下のとおり縦覧と閲覧を行います。方法書はどなたでもご覧になることができ、その内容に関して環境の保全の見地からご意見のある方は、意見書を提出することができます。

■方法書縦覧期間 **令和4年7月25日(月)～令和4年9月7日(水)** ※土・日・祝日を除く

■方法書縦覧場所 **横浜市環境創造局環境影響評価課** (8時45分～17時15分)  
中区本町6丁目50番地の10 市役所28階

**中区役所区政推進課企画調整係** (8時45分～17時00分)  
中区日本大通35番地 中区役所本館6階

**西区役所区政推進課広報相談係** (8時45分～17時00分)  
西区中央一丁目5番10号1 西区役所1階

■方法書閲覧場所 **横浜市環境アセスメントのホームページ**  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/hozentorikumi/assessment/asesu.html>



**横浜中央図書館、横浜市中図書館**  
(閲覧時間等は各施設で異なる場合があります)

■意見書提出期間 **令和4年7月25日(月)～令和4年9月7日(水)**

■意見書提出方法 **①意見書用紙で提出する**

(①又は②の方法)

縦覧場所の窓口で配布している意見書用紙にご記入のうえ、以下の提出先へ持参又は郵送(当日消印有効)にてご提出ください。 ※意見書用紙は横浜市ホームページでも入手できます。

提出先：横浜市環境創造局環境影響評価課  
(土・日・祝日を除く、8時45分～17時15分)  
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10 市役所28階

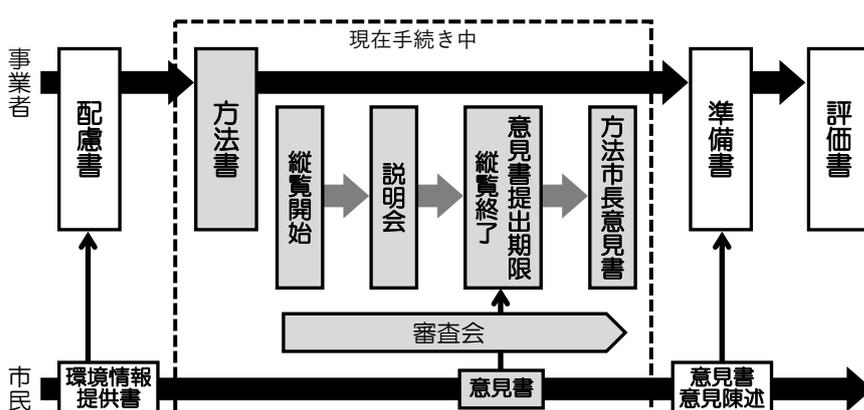
**②ホームページから電子申請で提出する**

横浜市電子申請・届出システムを利用して提出することができます。  
横浜市電子申請・届出システムには横浜市環境アセスメントのホームページ(上記参照)よりアクセスできます。

## 環境影響評価(環境アセスメント)手続きの流れ

環境アセスメント制度は、事業が環境に及ぼす影響について事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公表して市民や専門家(審査会)、市長等から意見を聴く手続きを通じて、適切な環境保全対策等を事業計画に反映させる制度です。

横浜市環境影響評価条例に基づく手続きの流れは右図のとおりで、現在は事業の計画や調査・予測の手法等を示す「方法書」の手続き段階にあります。



## 説明会の開催

横浜市環境影響評価条例に基づき、以下のとおり方法書説明会を開催します。  
本説明会は、事業の概要と方法書の内容に関する説明を行うもので、どなたでも参加できます。

■日時 令和4年8月21日(日) 14時30分～16時00分 (14時00分受付開始)

令和4年8月22日(月) 19時00分～20時30分 (18時30分受付開始)

※ご説明する内容は両日とも同じです

※終了時刻は見込みであり、質疑等の状況によっては早く終わる場合があります。

■場所 神奈川県産業振興センター 14F 多目的ホール

横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センタービル 14階



### 【交通アクセス】

- 地下鉄 [関内駅]  
7番出入口より徒歩2分
- JR [関内駅]  
北口より徒歩5分
- JR [桜木町駅]  
より徒歩7分
- みなとみらい線 [馬車道駅]  
3番出入口より徒歩7分

- 注意点
- 会場には駐車場（有料）もございますが、来場に当たっては公共交通機関をご利用ください。
  - 事前のご予約は不要ですが、入場は先着順とし、人数が上限に達した場合は入場をお断りする場合がございます。予めご了承ください。
  - 会場では、消毒や座席間の距離の確保、検温の実施などの新型コロナウイルス感染防止対策を行います。当日はマスク着用のうえご来場いただきますようお願いいたします。  
なお、37.5度以上の発熱が確認される方や体調がすぐれない方は入場をお断りする場合がございます。予めご了承ください。
  - ご来場いただいた際、受付にて「お名前」「ご連絡先」をお伺いさせていただきます。  
新型コロナウイルス等への感染者が発覚した場合、ご連絡をさせていただく場合がありますので、ご了承ください。
  - 緊急事態宣言等により本説明会の実施が困難な状況となった場合は、関内駅前港町地区市街地再開発準備組合のホームページにお知らせを掲載させていただきます。  
また、その際は本説明会と同様の資料をインターネット上に掲出いたしますので、ホームページの案内に従ってご確認ください。

関内駅前港町地区市街地再開発準備組合ホームページ  
<https://www.kannaiminatocho.com/info>



## お問合せ先

■環境影響評価方法書の概要及び説明会開催等について

(仮称)関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業

事業協力者代表 三菱地所株式会社 横浜支店 Tel: 045-224-2211 Fax: 045-224-2215

■環境影響評価手続きについて

横浜市環境創造局環境影響評価課 Tel: 045-671-2495 Fax: 045-663-7831

## 事業の概要

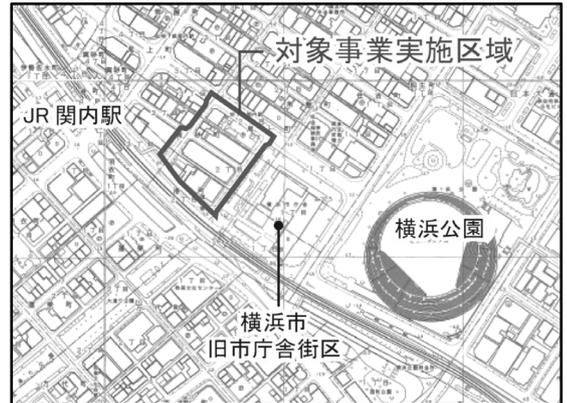
本事業は、「国際的な産学連携」、「観光・集客」機能の誘導、新たなコミュニティを創出する「住宅機能」等の整備により、関内・関外地区のまちづくりに貢献することを目的として、JR 関内駅前に業務施設、商業施設、住宅施設、観光・集客施設等を含む高層建築物を建設する計画です。

また、関内地区の玄関口として魅力ある景観を形成するとともに、新たな交通結節点機能の強化を図るため、市道関内本牧線第 7002 号線沿道に交通広場を整備する敷地を創出するとともに、市道山下町第 7 号線を歩行空間として整備する計画としています。

なお、本事業に隣接する地区（隣接事業）においても新しい街づくりを推進する検討が始まることとなり、市道山下町 5 号線を歩行空間として整備することを含む検討が進められています。

■対象事業の名称 (仮称) 関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業

■事業者の名称、代表者、所在地 関内駅前港町地区市街地再開発準備組合  
理事長 田原 仁  
横浜市中区真砂町 2 丁目 12 番地



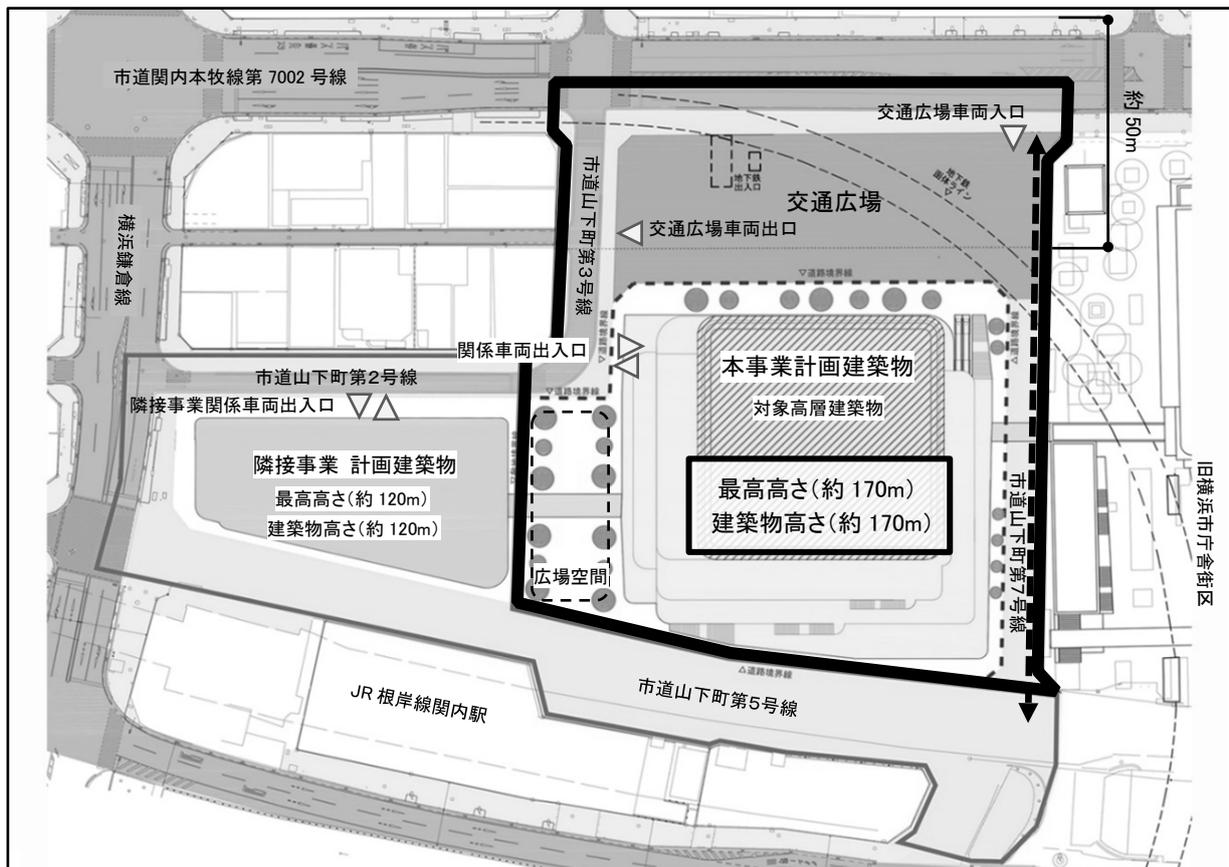
■対象事業の種類 高層建築物の建設 (第 1 分類事業)  
建築物の高さ 約 170m  
延べ面積 約 97,200 m<sup>2</sup>  
地下 2 階・地上 32 階・塔屋 1 階

■対象事業実施区域 横浜市中区尾上町 2 丁目、尾上町 3 丁目、真砂町 2 丁目、真砂町 3 丁目、港町 2 丁目及び港町 3 丁目の各一部  
(右図参照)

■主要用途 業務施設、商業施設、住宅施設、観光・集客施設、交通広場

■事業スケジュール 工事予定期間 令和 7 年度 ~ 令和 11 年度  
供用予定時期 令和 11 年度

■施設配置計画 (現時点での想定であり、今後変更となる可能性があります)



※隣接事業の計画建築物は延べ面積が 50,000 m<sup>2</sup>未満であり、横浜市環境影響評価条例の高層建築物に該当しない規模の計画建築物となります。

## 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定

本事業の事業計画、地域特性並びに隣接事業の影響等を勘案し、環境影響評価を行う項目を以下のとおりを選定しました。

選定した項目については、既存文献等の収集・整理や現地調査により環境の現況を把握したうえで、事業による影響を予測・評価し、その結果を準備書としてとりまとめるとともに、適切な環境保全対策等を事業計画に反映して参ります。

■環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

●：選定した項目

| 環境の保全及び創造に向けた基本的な考え方 | 環境影響評価項目  | 細目         | 区分      |          |      |          | 供用時   |       |         |
|----------------------|-----------|------------|---------|----------|------|----------|-------|-------|---------|
|                      |           |            | 工事中     |          |      |          | 施設の存在 | 施設の供用 |         |
|                      |           |            | 建設機械の稼働 | 工事用車両の走行 | 地下掘削 | 建物の解体・建設 | 建物の存在 | 建物の供用 | 関係車両の走行 |
| 地球環境への負荷の低減          | 温室効果ガス    | 温室効果ガス     | ●       | ●        |      |          |       | ●     |         |
| 身近な自然環境の保全・再生・創造     | 生物多様性     | 動物         |         |          |      |          | ●     |       |         |
| 安心して快適に生活できる生活環境の保全  | 廃棄物・建設発生土 | 一般廃棄物      |         |          |      | ●        |       | ●     |         |
|                      |           | 産業廃棄物      |         |          |      | ●        |       | ●     |         |
|                      |           | 建設発生土      |         |          | ●    |          |       |       |         |
|                      | 大気質       | 大気汚染       | ●       | ●        |      | ●        |       | ●     | ●       |
|                      | 騒音        | 騒音         | ●       | ●        |      |          |       | ●     | ●       |
|                      | 振動        | 振動         | ●       | ●        |      |          |       |       | ●       |
|                      | 地盤        | 地盤沈下       |         |          | ●    |          |       |       |         |
|                      | 電波障害      | テレビジョン電波障害 |         |          |      |          | ●     |       |         |
|                      | 日影        | 日照障害       |         |          |      |          | ●     |       |         |
|                      | 風害        | 局地的な風向・風速  |         |          |      |          | ●     |       |         |
| 安全                   | 浸水        |            |         |          |      | ●        |       |       |         |
| 快適な地域環境の確保           | 地域社会      | 交通混雑       |         | ●        |      |          |       | ●     | ●       |
|                      |           | 歩行者の安全     |         | ●        |      |          |       |       | ●       |
|                      | 景観        | 景観         |         |          |      |          | ●     |       |         |

## 方法書対象地域

横浜市環境影響評価条例に基づく方法書対象地域（方法書の内容について周知を図る必要がある地域）は、事業の実施により大気質、騒音、振動、日影、風害及び地域社会等への影響を考慮し、対象事業実施区域境界から約340m及び日照障害が及ぶと想定される範囲を包含する町丁の全域としました。（下図参照）

（中区）日本大通、横浜公園、海岸通1丁目、元浜町1丁目、北仲通1丁目、本町1・2丁目、南仲通1～3丁目、弁天通1～4丁目、太田町1～5丁目、相生町1～5丁目、住吉町1～5丁目、常盤町1～5丁目、尾上町1～6丁目、真砂町1～4丁目、港町1～6丁目、花咲町1～3丁目、野毛町1～3丁目、吉田町、福富町仲通、福富町東通、伊勢佐木町1・2丁目、末広町1～3丁目、羽衣町1～3丁目、蓬萊町1～3丁目、万代町1～3丁目、不老町1～3丁目、翁町1・2丁目、扇町1・2丁目

（西区）宮崎町

